

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第四十号

##### 広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

第一条 広島県立職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第6条関係)

(略)

入 校 願 書

(略)

公共職業安定所記入欄

公共職業安定所名	(略)	入校時の <u>斡旋予定</u>	(略)
<u>受講者</u> <u>番号</u>	_____	<u>連絡欄</u>	_____

(略)

注 (略)

改正前

別記様式第1号 (第6条関係)

(略)

入 校 願 書

(略)

公共職業安定所記入欄

公共職業安定所名	(略)	<u>斡旋の</u> <u>予 定</u>	(略)
<u>連絡欄</u>			

(略)

注 (略)

第二条 広島県立職業能力開発校規則の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう  
 に改正する。

		改正後					改正前					
備考 (略)	能力開発校 の名称	広島県立広 島高等技術 専門学校		普通	訓練	訓練科	能力開発校 の名称	広島県立広 島高等技術 専門学校		普通	訓練	訓練科
		短期	自動車板金		普通			課程	板金加工科	訓練科		
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)			
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)			
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)			
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。